

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年燕市条例第 29 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 12 月 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項本文中「第3項まで」の次に「並びに附則第4項」を加え、「第3号において」を「以下この条において」に改め、「保育所」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)」を、「幼稚園」の次に「(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)」を、「認定こども園」の次に「(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)」を加え、同項ただし書中「市長」を「市」に改め、同項第3号中「号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第5項中「行うものとして」を「行う施設として」に改める。

第49条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。